

SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№470
2010・4・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
TEL 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 札幌でお会いしましょう—第14回人権研究交流集会 高木 淳平
 戦争被害に対する抜本的解決に向けて—チチハル旧日本軍遺棄毒ガス事件 穂積 匡史
- 裁判員裁判の実相⑦**
- 初めての裁判員裁判—共犯事件の留意点 吉田 竜一

大阪支部企画

- 普天間からの通信—普天間基地は本当に必要か? 高木 吉朗
 大阪泉南アスベスト国賠訴訟の概要と判決の焦点 鎌田 幸夫
 過労死企業名を公表させる制度を—過労死企業情報公開訴訟 立野 嘉英
 シャープ立地への異常な公金支出を正す住民訴訟の今 平山 正和

シリーズ 格差・貧困問題⑳

- 「貧困は自己責任」という悪意を打ち破るために—岸和田生活保護裁判 半田みどり
 病気に苦しむすべての被爆者の救済を—原爆症認定の義務付訴訟 中森 俊久
 貸金業者の期限の利益喪失主張を信義則違反とした最高裁判決 井上 耕史
 資料は貴重な文化財として保存すべき—児童文学館廃止に伴う寄贈物返還請求訴訟 名波 大樹
 化学物質過敏症をめぐる問題—情報を集約し総合的な解決に向けた取り組みを 中島 宏治
 京都支部との連携も—「法律家を目指すゼミ」の活動 野口 啓暁



都心の桜

第14回人権研究交流集会（札幌）

札幌でお会いしましょう！

普段必ずしも熱心に活動しているとは 言い切れない会員へのご招待状

北海道 高木 淳平

一 本稿の目的

四月二日。青法協北海道支部において、普段必ずしも熱心に活動しているとはいえない会員であるところの私が、久しぶりに会議に出てみると、人権研究交流集会の実行委員会であった。

今年、北海道で開催されることは認識していたが、詳細はほとんど知らなかった。会議に参加して、長時間熱心な議論を拝聴し、ようやく概要をつかんだ私に、なんと「青年法律家」向けにPR文を作成しろ、とのお達しが下った。

本格的な議論に加わるのは本日がはじめての私には気が重いと思ったが、全国には私同様、必ずしも熱心に活動しているとはいえない各支部会員も、多数存在するはずである。そのような方々に向けてのPR文を書くことが私の使命と考え、作成したのが本稿である。

二 日程など

「青年法律家」においてすでに告知済みであるので参考にされたい、と言いたいところではあるが、普段必ずしも熱心に活動しているとは言いきれない会員諸氏にあつては、必ずしもバックナンバーを適切に保管などしているとはかぎらないの

で、左記のとおり再度告知する。

○日時 二〇一〇年九月二五(土)・二六日(日)

○場所 札幌コンベンションセンター

〔札幌市白石区〕

また、各位にあつては、全体会や分科会よりも大事と思われるレセプションは、九月二五日(土)夕刻より、サッポロビール園で開催される。当地にはビール園は数多あるが、その中でどのビール園がいいか、議論を尽くして厳選した結果、サッポロビール園に決定したものである。

三 内容

(1) 全体会

テーマは「企業の社会的責任(CSR)を問い直す」人権の視点からである。ここまでの議論状況の詳細は、ここ数号の「青年法律家」に記載されている(いま検索したところ、実は「青年法律家」はバックナンバーをHPで閲覧できるのである)。

当地では、中心的な担当者の一人さえ、CSRをずっとCSRと書き間違え続けるなど、理解に不安があつたが、ようやく「CSR」の概念理解と、この概念を用いる実践の課題につき、メンバーの理解は一定の到達点に達し、企画の内容も詰めるにはいつているとのことである。

第14回 人権研究交流集会

人間らしく働き、 人間らしく生きるために

—人権を守る新しいかたちを求めて—

一般参加費 500円

開催日 2010 9/25(土)
9/26(日)

会場 札幌コンベンションセンター
札幌市白石区東札幌6条1丁目 1-1

アクセス：地下鉄東西線東札幌駅から徒歩約8分
JR札幌駅よりタクシーで15分

全体会 9月25日(土) 14:00~17:00
分科会 9月26日(日) 10:00~13:00

青年法律家協会弁護士学者合同部会
<http://www.seihokyo.jp>

- 主催：第14回人権研究交流集会実行委員会
- 連絡先：青年法律家協会弁護士学者合同部会
〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5F
- TEL：03-5366-1131 ●FAX：03-5366-1141
- メール：bengaku@seihokyo.jp

五月の実行委員会には人選も含め詳細が決定すると思われる。

(2) 分科会

開催予定の分科会は、本紙四六九(三月二十五日)号で林千賀子弁護士が記載するとおり、ほぼ固まった。

四月二日の実行委員会で、いくつかの企画の担当者には来札いただき、直接意見交換を行った。

それまで何の情報もなかった私でも、検討状況を知っていると、「裁判必勝法PART II」に出て裁判で無敗を誇るようになりたい、とか、現在焦点となっている普天間問題を深く考えるきっかけとなりそうな「米軍基地はなくせるか?」にも出たい、とか、あるいは、西山大吉さんがいらつしやるという「情報を市民の手に」『知る権利』をめぐる闘い」を見たほうがいいかな、とか、地元

のスター、市川守弘先生ご担当の「生物多様性」ってなんだろう?.....とか、迷いが生じるほどの企画も魅力的である。

なお、各分科会の担当者から、四七一(五月二十五日)号以降、魅力を熱くPRしてくれるそうである。

四 北海道へのお誘い

検討状況の議論を聞き、普段熱心に活動できていない私でも、人権研究交流集会の意義と魅力は十分に大きいことがわかった。

みなさんも、ぜひ、人権研究交流集会に出て、最先端の社会状況に触れ、普段業務に追われて忘れてしまっている何かを呼び覚ましてませんか。

九月は本州はベタベタした残暑かもしれない。北海道は爽やかなこと請け合いです。

この間、今回の人権研究交流集会のチラシも完成した。添付のイメージどおり、「人間らしく働き、人間らしく生きる」というテーマがほんわかと表現された素敵なチラシである。みなさまのお手元に、間もなく届くはずである。また、チケットデザインも完成している。こちらもポップなデザインで素敵である。

お誘いあわせのうえ、チケットをゲットいただき、札幌でお会いしましょう。

戦争被害に対する抜本的解決に向けて

チチハル旧日本軍遺棄毒ガス事件

神奈川 穂積 匡史

旧日本軍が毒ガス兵器を開発・生産し、これを中国大陸などで使用していたことは、今日広く知られつつある。しかし、今も毎年のようにこの毒ガスによる被害者が生まれていることは、それほど知られていない。現代の戦争被害に対する青法協会員の取り組みの一つとして、判決を間近に控えたチチハル旧日本軍遺棄毒ガス事件を紹介し、その解決に向けた支援を呼びかける。

一 旧日本軍は大量の毒ガス兵器を、終戦時、国際法違反による戦犯追及から免れるため、各地に地中埋設、水中投棄などの方法により遺棄した。関係書類は焼却・隠匿され、関係者には緘口令がされた。シベリア抑留者の帰還時にも緘口令が徹底され、焼却を免れた証拠書類は防衛省防衛研究所で長年「非公開」扱いされるなど、国家ぐるみの隠匿が続いた。

こうして遺棄されたまま放置され続けた毒ガス（遺棄化学兵器）は、戦後、日本および中国の各地で夥しい数の人身被害をもたらしている。被害者のほとんどは一般市民であり、その一体的総合的な被害救済が求められている。

二 中国がロシアと国境を接する黒龍江省、その省都ハルビンの北西三〇〇キロに同省第二の都市チチハルがある。チチハルは、いわゆる「満州国」における対ソ戦の要衝とされ、関東軍化学部（五一六部隊）が常駐して、毒ガス戦の研究・教育演習を行っていたほか、毒ガス兵器を保有する実戦部隊が多数配備されていた(1)。

そのチチハルで二〇〇三年八月四日、工事現場

の地中から糜爛性毒ガス「イペリット（別名マスタード）」の入ったドラム缶型補給容器五個が掘り出され、毒ガスと知らずに触れた作業員や運搬・解体業者、汚染された土で遊んだ子どもたちなど四四名が死傷した（チチハル事件）。この未曾有の惨事は、被害の生々しい映像がメディアを通じて中国全土を駆けめぐり、中国市民の激しい怒りを背景に国際問題化したことから、日本政府は、遺棄化学兵器処理費用(2)として中国政府に三億円を支払ったが、これは被害者不在の「手打ち」であり、被害回復から程遠いものだった。

被害者および弁護士団は日本政府に対し、後述するような被害実態を踏まえた医療保障および生活保障などの政治解決を要請した。しかし、当時の自公政権は聞き入れず、二〇〇七年一月、原告ら被害者は東京地裁に国家賠償請求訴訟を提起した。その判決が二〇一〇年五月二四日に言い渡される予定である。

三 被害は過酷である。赤く醜く盛り上がるた皮膚の傷跡、眠ることさえ許さぬ激しい発作や癌化が指摘される呼吸器障害、神経障



チチハル市内の旧日本軍弾薬庫の跡地(今は資材置場として利用されている)を調査する弁護団 撮影:佐藤香代弁護士

害による就労不能、毒ガス被害は伝染するという風評から今も続く差別による転居、離婚、失業、自殺未遂、改名して新たな人生を歩む選択をした少女……、その多岐にわたる被害を私たちは全人的被害と位置づけ、六名の原告本人意見陳述、八名の原告本人尋問、三名の証人尋問(医師二名と被害児童の母親、二回にわたる法廷でのDVD上映などにより立証した。

訴訟の主要な争点は、予見および結果回避可能

性である(3)。被告国は、本件事故現場に遺棄化学兵器が埋設されているという情報がなかったため、事故発生を予見・回避することができなかったから責任を負わないと主張した。遺棄ばかりか徹底した証拠隠滅まで図ってきた国がそのような主張をすること自体失当と言わねばならないが、加えて弁護士は、十数回におよぶ現地調査、文献・資料・聴き取り調査などを重ね、本件現場が毒ガス演習の拠点であった旧日本軍チチハル飛行

場の弾薬庫跡地であったことを突き止めた。

いくら中国広しといえども、毒ガス戦の拠点であったチチハルの、しかも毒ガス演習の拠点として現に使用されていた飛行場の弾薬庫という、最も遺棄化学兵器が存在する可能性の高い地域といえる本件現場での事故発生は、日本政府にとって容易に予見できたはずであった。また、日本国内では環境省を中心に元兵士の証言などに基づき、遺棄化学兵器の存在する可能性のある地点を探索し、同兵器を発掘して事故の未然防止に成功したケースが多数ある(4)。一兆円規模と言われる遺棄化学兵器処理事業を実施中の日本政府にとって、その資金と技術を用いて本件現場を探索すれば、未然に毒ガスを発見・回収し、結果発生を回避し得たのは明白であった。

チチハル事件以降も、二〇〇四年に吉林省敦化市、二〇〇五年に広東省広州市で人身被害が続発していることから、中国における被害防止のための調査を怠る日本政府の不作为は犯罪的ですらある。

四

被害者が失った生命、健康、人生を元通りにすることはできない。しかし、今も十分な医療を受けられず、日々の生活に窮している被害者に対し、その苦痛を少しでも和らげるための医療保障(これには根治治療の研究も含まれる)、少なくとも事故以前の水準を維持できる

生活保障を行うこと、そして真摯に謝罪し、これ以上の被害を生まないための防止策を講じることの必要性を否定する者はいないはずである。

中国には原告ら以外にも多数の被害者が存在し、日本国内でも茨城・神栖、神奈川・寒川などで人身被害が発生している。五月二四日に勝訴判決を得ても、原告らへの金銭賠償のみでは、これら被害者に対する一体的総合的な救済施策を実現することはできない。

そこで私たちは、司法判断を梃子にして、世論と一体となって日本政府に政治解決を求める。野党時代、チチハル被害者の手を握り、解決に向けた努力を約束した鳩山由紀夫氏が首相となった今がその最大の好機である。遺棄化学兵器は、二〇一〇年一月に公表された日中歴史共同研究の報告書でも、日中両国民の新しい関係構築を妨げる深い傷跡であると言及されている。平和な未来を築くためにも、この現代の戦争被害に対する抜本的解決を求める声を強く押し広げていかなければならない。

判決言い渡しを間近に控えて、各地で平和のための活動に取り組んでおられる青法協会各位にご支援を呼びかける次第である(5)。

(1) 五一六部隊は、ハルピンの七三一部隊と連携して「マルタ」に対する人体実験も行って

いた。

(2) 一九九七年発効の化学兵器禁止条約は、日本が中国国内の遺棄化学兵器を廃棄する義務を負うことを明確にした。日本政府は同義務を履行するため、一九九九年、中国政府との間で覚書を締結して遺棄化学兵器処理事業に着手し、毎年百数十億円規模の予算を計上している。

(3) 被告国の反論は本文記載のほか、ソ連軍などの第三者が毒ガスを遺棄した可能性がある、加害公務員の特定がない、義務違反と事故との間に相当因果関係がない、損害の立証がない、損害との因果関係がない、賠償請求権は日中共同声明により放棄された、国賠法上の相互保証を欠く等々である。

(4) 近年では、二〇〇七年に浜松、二〇〇九年に習志野、二〇〇七年と二〇一〇年に千葉でそれぞれ遺棄化学兵器が発見されている。

(5) 政府宛署名用紙は以下のホームページでダウンロードできる。

<http://cweapon.sakura.ne.jp/mt/>
<http://blog.care-mirai.net/>

原告来日費用などのカンパは郵便振替口座
00170-0-650194、口座名義「チチハル8・4
被害者を支援する会」で受け付けている。

青年法律家協会 創立50周年記念

『平和と人権の時代』を拓く^{ひら}

青年法律家協会弁護士学者合同部会[編]

青年法律家協会会員が近年取り組んできた平和、人権、民主主義、司法の民主化と権利救済の取り組みは、人権擁護と日本の司法の民主化に大きな影響を与えている。50周年を機にその取り組みの集約と改憲の動きに抗した実践的理論を指し示す。法曹志望者には必読。

◆好評発売中 A5判 定価2835円(税込) ISBN 4-535-51415-1

 日本評論社
<http://www.nippyo.co.jp/>

初めての裁判員裁判 共犯事件の留意点

兵庫県 吉田 竜一

一 担当した事案の概要と結果

二月三日から初めての裁判員裁判を神戸地裁本庁で担当した。

担当した事案の概要は、高校三年の時から特定の同級生をいじめの対象として喝上げを繰り返していた二〇歳になったばかりの男が、金に困って、これまでどおり、やはり同級生だった子分格の友人を従えて、被害者が一人で住む会社の寮に押しかけ、金を要求したが、なかなか思うような金額を払うことを約束してくれなかったため、部屋の台所にあった包丁を取り出して、腕を軽く叩くなどして脅し、金を払うことを約束させ、翌日、原付を売却させて六万円を巻き上げ、包丁で脅された際に被害者が左腕に切り

傷(かすり傷)をつくったという強盗致傷事件である。

同行した自分の同級生も強盗致傷罪で起訴され、公判前整理で分離されて、それぞれ別に裁判員裁判を受けたが、子分格の方は求刑五年に對し三年の実刑判決、一週間後に裁判員裁判、判決となった主犯の方は求刑六年に對し四年六月の実刑判決であった。

二 最大の失敗と思っていること —— 共犯の裁判員裁判を先行させてしまったこと

二人は共同正犯として起訴され、それぞれ別の弁護人がついたところ、私が担当した主犯の方は、強盗致傷罪ではなく、恐喝罪と傷害罪、

仮に強盗だとしても傷害の程度が軽い(診断書は出ているが医師も治療していないかすり傷)ことに鑑みれば強盗致傷罪は成立せず、強盗罪だと起訴事実を争う方針をとり、本気で執行猶予をめざした(前科前歴がない、反省している、監督者がいることに加え、被害弁償の受取を拒絶していた被害者に裁判開始三日前に高校時代からの余罪の財産的被害をほぼ全額回復させる二〇〇万円の被害弁償を受け取ってもらった)。

しかし、共犯の方は、起訴事実を争わず、悪いのは主犯で、自分について行っただけであると、もっぱら情状を訴えて執行猶予を取りに行く戦略をとったため、検察官は同一の裁判員裁判での処理を希望したが、裁判所は分離した(争われる共犯事件は分離するのが裁判所の基本方針)との説明があった。

分離されると、争っていない方の公判前整理が先に終わるのは必然で、共犯の裁判員裁判が先に行われることになった。

共犯の方が先という日程が決まり、「共犯を先にさせるのはまずいのでは」という気持ちになっていたが、当時は、「悪いのは主犯で、ついで行っただけ」の共犯は執行猶予になるであろうから、執行猶予を目標とする主犯の方にも大きな影響はないと思っていたところ、蓋を開けてみると、共犯に三年の実刑判決が下った(詳細は傍聴もしていないのでわからない)。

法定刑を下回る求刑(五年)は、検察官も共犯の方は執行猶予でもよいと思っていたのではないかとと思う。まさかの判決を受け、「さあ大変」と、被害者代理人に頼みこみ、被害者代理人の尽力によって、共犯の判決の翌々日に二〇〇万円が執行猶予を受け取ってもらうとともに、共犯が執行猶予となることを前提に用意していた弁論なども大修正をした。

そして、裁判員裁判では、争い方も証拠構造もまったく異なり、情状も違う共犯の裁判はこの裁判にはまったく影響を与えない、影響されることは不当だということ声を大にして訴え

裁判員裁判の実相

⑦

たが、補充裁判員や裁判官からは、被告人や情状証人として出廷した実母に、「共犯が実刑になったのに、主犯格の被告人が、執行猶予になることが妥当と思うか」という質問は出たし、判決理由でも「共犯との刑の均衡」ということが四年六月の実刑判決の理由として明確に述べられた。

このように共犯の裁判員裁判を先行させ、しかも思いもがけない悪い結果が出たことよって、量刑にも事実認定にも余計な縛りができてしまった気がする。確かに包丁で脅して傷害を負わせている以上、強盗致傷罪の成立を否定させることが相当困難であったことは否定できないが、しかしそれでも、裁判員はまったく別とはいえ、裁判官三名は同じで、いくら証拠構造が異なるといっても、強盗致傷罪を認定した裁判の一週間後と同じ事件で恐喝罪や強盗罪を認定することにも抵抗があったのではないか、先にやっていたら違わない認定もあったのではないかと、の気持ちも払拭できない。

深く考えずに共犯の裁判員裁判を先行させたことは、とにかく大失敗で、このような悪影響を排除しようとすれば、やはり共犯事件は多少審理が長引こうとも分離させない、少なくとも争う被告人と争わない被告人にわかる場合は、争う被告人の方から先に裁判員裁判を行うようにしなければならぬということを痛感した初めての裁判員

裁判であった。

三 検証の必要性

しかし、そもそも共犯の事件は確定しているわけでもなく、その判決が正しいか否かは裁判員が異なる以上、検証のしようもないのに、「共犯との刑の均衡」を量刑の理由として斟酌することが、許されるのであろうか。

弁護人としては、裁判員に、余罪を量刑に際しどの程度考慮したのか、共犯の量刑に引きずられていないか、「共犯との刑の均衡」を考えたのであれば、共犯の量刑(三年の実刑)自体が妥当か否かを検討したのかということとは是非確認したいという気持ちが強い。その意味で、日弁連が行った、裁判員制度で、評議のあり方について十分な検証が行えるようにするため、検証を行う場合は、裁判員の守秘義務を解除するよう求める提言は極めて重要であると思う。

なお、担当した事件は控訴した。控訴審では私選で引き続き事件を担当する予定であり、結果については、機会があれば報告させていただきたい。

必要な多くの会員の協力

就職難問題解決の一助として

東京 西田 穰

司

法試験合格者の増加にともない、各地・各事務所で新人採用問題が従来とは異なる様相を示すようになりました。ほんの数年前のことですが、私(五七期)が就職を求めた時期は、必ずどこかには就職できると言われており、特に希望もなかった私は、修習地で就職すると決め、修習希望地を最高裁に一任し、国家に人生を委ねました(結局、なぜか千葉になり、千葉に近い東京で就職しました)が、このような気楽な話をするのが憚られるほど、今の修習生は就職問題が切実となっています。

弁護士になった後、数年間修習生委員会で活動をしていましたが、この就職難の問題は五七期以降も特に顕在化しておらず、感覚の話になってしましますが、私が関わっていた六〇期や現行六一期のころまでそのような状態であったと思えます。しかし、新六一期から現行六二期、そして新

六二期の採用のころに、この就職問題が顕著になった気がします。他団体の原稿で、新六二期の女性弁護士が、知人が就職活動でセクハラ被害を受けていたとの報告をしており、これが個人的な不法行為というべきか、それとも就職難がもたらす弊害というべきなのかはここでは言及できませんが、新六二期の修習生の中に、就職ができないかもしれないという不安感が蔓延していたのは間違いありません。

他

方、本当に就職がないのか、となるとより慎重な議論が必要になると思います。ここ二年ほど、他団体でこの将来問題への取り組みに関わっており、そこで全国に向けて、現在の新人弁護士の就職問題、後継者育成および事務所的发展に関連するアンケートを実施したところ、今後三年の間に新人の採用を考えている事

務所が八割を占め、複数の採用を予定しているところも相当数ありました。

また、採用が困難と考える事務所の半分はここ一、二年で新人採用を行っていないことが理由であったり、事務所を閉鎖することを検討しているという理由であったりしたことから、未だ多くの事務所が新人を求めているといえるかもしれません。

そうだとすると、各地でやる気のある新人弁護士が求められているという情報が修習生にきちんと伝わっているのかという疑問が生じます。また、本紙四六八号で京都の佐野就平会員が提言している修習生の間で都市部重視の傾向が強まっているのかもしれないという点も検討すべき課題であると思います。

一

〇一〇年から新たな取り組みとして三月一日に開催される(この原稿が出るころには終了していますが)地方向け法律家四団体事務所説明会では、全国各地から一〇の事務所の参加があるのに対し、修習生の申込みは一八名に留まっています。感動的な議論は慎重にすべきかもしれません。

もっとも、修習生が都市部への就職を求めること自体は何ら責められるべきことではなく、東京・大阪・京都などでの就職活動は、明らか

に厳しいものとなっているのは事実です。また新人を採用したいと明言する事務所であっても、採用についてのある種の余裕みたいなものが、「いい人がいれば」の基準（これ自体も責められるべきものではありません）が、高くなっていることも否めないような気がします。そうすると、就職難問題は、採用する側と採用を求める側の基本的なスタンスの違いに起因する部分もあり、根本的な解決となると、大激論を招くあの議論に突入してしまうおそれがあります。

このような状況で取り組むべき課題は、もちろん、森を見る必要があるのは分かります

が、まずは木を救う取り組みからスタートすべきではないか、ということだと思います。弁護士が必要とされる地域に、人権擁護の取り組みを一生懸命やりたいと考える弁護士を一人でも紹介することができれば、それは意義のある取り組みであるという気持ちだと思っています。

修習生委員会が中心となって企画した地方向け法律家四団体事務所説明会は、その取り組みの一つです。来年以降も継続予定ですが、ぜひ参加していただきたいことはもちろん、エクスターンや修習でこられる修習生に紹介をしていただき、より充実した説明会にできるようご協力をお願いします。

大きな関心を抱いて弁護士たちと交流

大盛況のLS(修了)生向け学習会

東京 黒澤 いつき

三 月一九日(金)、東京九段下で青法協弁学会
同部会修習生委員会主催のLS(修了)生向
け学習会「えん罪が生まれる瞬間とその構造」足

利事件を通して刑事裁判の未来を考える」が開かれた。司法修習期間がたった一年間というタイトなスケジュールのために、若き「青年法律家」

ま

た、プレ研修についても、一部の事務所、一部の弁護士のみで対応している感もありますが、プレ研修は研修生に弁護士の活動を見せるという側面のみならず、弁護士になろうとする者を事務所側で知りうる機会にもなり得ます。

また今後は、各地の新人採用の需要と修習生の希望のマッチングのための情報提供ができるシステムを構築できないかと考えています。これには、自由法曹団などの他団体とも協力して、充実したものにすることが必要だと思います。いずれも多くの会員の方の協力が必要な取り組みです。ご協力よろしく願います。

が前期修習で仲間と出会う機会を奪われ、司法修習前に国内外の人権課題について見聞を深める、あるいは仲間と出会う機会を作ることの重要性は増すばかりである。このような現状を背景に、修習生委員会としても、修習生予備軍であるLS生のバックアップをしよう、という趣旨で開かれたのがこの学習会である。

前

日の参加申込状況が二〇名弱だったにもかかわらず、当日は三三名もの学生が詰め掛け、会場にあふれた(嬉しい悲鳴)。参加者は出身校・学年ともにバラエティに富んでいた。



学習会の第一部は足利事件についての講演、第二部は先輩会員による新司法試験対策講座。
第一部では、足利事件弁護団の町田伸一先生をお招きし、菅家利和さん(六三歳)がどのような

経緯、警察とのやりとりの中で、えん罪に巻き込まれていったのか、そして再審請求において検察とどのような攻防の末、再審開始決定を勝ち取ったのか、報道では流れないリアルなお話をうかがった。明敏な町田先生のお話は、穏やかな語り口にあっても、えん罪を生み出した公権力内部のよどんだ空気が弁護団の熱気もつ迫力をそのまま参加者に伝え、会場全体が緊張感をもって耳を傾けた。

一特に、再審請求で主張した二点、すなわち、DNA鑑定の誤りと、被害者である幼女の身体にある傷と検察側のストーリー(菅家さんが言われた供述)がまったく一致しない点についての話は、実際に警察・検察が用いたDNA鑑定を前に、そのあまりのお粗末さのため息がもれ、「幼女の身体について指の痕」と検察のストーリーが矛盾することを、弁護団が実際に実験して証明したという話には感嘆の声があがった。

質疑応答では、「なぜ裁判所は再鑑定をしようとしなかったのか」と、非常に

熱心に足利事件の講演を聞く参加者

素直で率直な疑問が投げかけられ、裁判所の判断がいかに常識とかけ離れたものがよくわかる瞬間であった。

第

二部の新司法試験対策では、新六一期の三枝充先生が自身の体験談をまじえ、「それぞれの学年の間にやるべきこと」「各科目別の勉強のポイント」「教材の選び方」などを細かく、力強くお話しされた。私の表現力の限界ゆえ伝えきれないが、勉強法や気持ちの持ち方、ロースクール三年間の過ごし方まで、先生の一言一言は問答無用な説得力と迫力をもって発せられ、学生はもちろん、後ろで聴いていた私たちスタッフまでが緊張した。

学

習会後の懇親会も多数の参加により弁護士が座りきれないほどだった。青法協の門をはじめ叩いた学生も多く、しかしとても大きな関心を抱いてスタッフの弁護士たちとの交流を楽しんでくれたようで、帰り際まで興奮した面持ちの皆さんを見て、安心と喜びが胸にわいた(ちなみに、二名の参加者が青法協法科大学院生部会に入会してくれた)。今回の好反応からすれば、連休や夏休みを利用したより規模の大きな学習会が、若き「青年法律家」の掘り起こしとバックアップのために非常に効果的であろう。

司法修習生の給費制維持のため 宮城で街頭宣伝と市民集会

宮城 渡部 容子

い よいよ今年一月から修習生の給費制が廃止され、貸与制となります。給費制の廃止は主に財政上の理由であり、受益者論を基礎とするものです。これは人権課題に取り組み弁護士士の輩出を阻むなど法曹養成の根幹を揺るがす大問題です。

ただ、この問題は市民の方々にはほとんど知られていません。給費制廃止を阻止するために弁護士と市民が連携して広範な市民運動を形成し、国を動かすことが必要だと思います。そこで、仙台では今年一月、青法協の会員弁護士を中心に対策チームを立ち上げ、市民や法科大学院教授・医師・弁護士などに呼びかけ人・賛同人に就任していただき、「市民のための法律家を育てる会」を結成しました。現在、共同代表三名、呼びかけ人一三名、賛同人五五名で構成しています。

さ つそく市民に呼びかけようと、三月一八日に仙台市中心部で街頭宣伝を行いました（新聞報道）。チラシの受け取りがよく、対話にもなりました。「知らなかった。これはおかしい」と口々に言われました。

そ して、三月二六日、仙台弁護士会の後援を得て市民集会を開催しました。法科大学院や労働組合、街頭での宣伝、地方新聞の掲載もあって、当日は一〇〇名を超える参加者で盛況となりました。メイン企画の寸劇では、数百万の借金を抱えて弁護士をめざす場合、どうなるか……。社会的弱者救済のために弁護士になりたいという志ある修習生が二つのまったく異なる法律事務所を訪問した結果、彼が選んだ道は……。という設定で上演し、会場は笑いに包まれながら、参加者からは、「いかに深刻な問題かがよくわかった」とのご感想をいただきました。

修習生の給費制存続を 弁護士有志ら街頭で訴え



司法修習生が給与給費制の存続を訴え、街頭活動する弁護士
仙台市青葉区の仙台弁護士会館で、制度維持を求める市民集会を開催。参加無料。連絡先は一番町法律事務所の渡部弁護士（022-262-1901）。

司法修習生が給与給費制の存続を訴え、街頭活動する弁護士
仙台市青葉区の仙台弁護士会館で、制度維持を求める市民集会を開催。参加無料。連絡先は一番町法律事務所の渡部弁護士（022-262-1901）。

また、会場発言では、現役の法科大学院生や一般の方などから多くのご意見が出され、給費制問題は修習生の給与廃止の問題にとどまらず、サービスを受ける市民の問題だという共通認識をもつことができました。

今 後はわかりやすいリーフレットの作成をし、街頭宣伝を定期的に行い、弁護士会とも連携して、運動を広げていきたいと考えています。タイムリミットは迫っています。日本の法曹養成制度の将来に禍根を残さないために、ぜひ一緒にがんばりましょう！

河北新報 二〇一〇年三月二日

大阪支部企画

大阪支部企画

通信からの普天間

普天間基地は本当に必要か？

大阪 高木 吉朗

沖縄では現在、米軍基地のもたらす爆音からの救済を求めて、嘉手納基地周辺と普天間基地周辺で二つの爆音訴訟が係属中である。嘉手納基地訴訟は、二回目の訴訟が最高裁に係属しているが、普天間基地訴訟は、最初の訴訟の控訴審がこの一月に結審し、七月に控訴審の判決が出る予定である。他方、世間では、普天間基地の移設問題が連日のように報道されている。だが、そこで議論されているのは、普天間基地が必要であることを前提としたうえで、どこにその負担を押しつけるか、という議論でしかなく、本当に普天間基地は必要なのか、という議論は完全に抜け落ちている。

この点に関して、興味深い指摘をしているのが、元沖縄タイムス記者で元桜美林大学教授

(沖縄現代史)の吉田健正氏だ。吉田氏は、米軍当局が二〇〇九年一月に発表した「グアムと北マリアナ諸島への米国移転に関する環境影響評価書」を分析した結果、海兵隊の司令部機能だけでなく、普天間基地を含むほとんどすべての海兵隊訓練機能と居住機能が沖縄からグアムのアンダーセン基地に移転する予定になっていると結論づけている。

このような吉田氏の見方が正しければ、そもそも日本国内に普天間基地の代替施設は必要ないことになる。

一方、普天間基地を抱えている宜野湾市の伊波洋一市長も、鋭い問題提起を行っている。

伊波市長は、二〇〇三年四月に市長に就任以来、普天間基地など米軍基地問題の解決のため

に奔走してきた。例えば、二〇〇四年七月にワシントンで開催された海外基地見直し委員会の公開委員会を傍聴し、帰国後直ちに宜野湾市から基地被害の実態を訴える文書を同委員会に提出、同委員会はこれを受けて翌二〇〇五年二月に沖縄基地調査を行った。その結果、同委員会は、議会および大統領に対する基地見直し報告の中で、普天間基地の閉鎖を勧告している。

また、二〇〇五年七月に再度訪米した伊波市長は、フアインスタイン上院議員と面会したが、このときフアインスタイン氏は、普天間基地の上空写真を見て、それが住宅地のご真ん中にあることに驚き、米軍の海外基地のあり方には問題があることを率直に認めたという。

普天間基地訴訟の控訴審で、伊波市長は原告側の証人として出廷し、こうした経緯について明らかにするとともに、米軍の海外基地に関する米国環境保護法制から見ても、現在の普天間基地の現状は許されないものであることを詳細に証言した。

本年七月に言い渡される普天間基地爆音訴訟の控訴審判決は、移設問題の行方とともに、大いに注目される。

「アスベスト被害の原点」から国の責任を問う

大阪泉南アスベスト国賠訴訟の概要と判決の焦点

大阪泉南国賠弁護団 鎌田 幸夫

一 いよいよ判決

今年五月一九日、いよいよ大阪地裁民事二二部(小西義博裁判長)において、大阪泉南アスベスト国賠訴訟の第一陣訴訟の判決が言い渡されます。この裁判は、二〇〇六年五月に提訴し、三年半の審理を経て、二〇〇九年一月に結審しました。原告数は三〇名(被害者数二六名うち死亡者一名)です。労働者のみならず、家族・近隣業者の被害者が二名含まれます。なお、第二陣訴訟(原告数一七名・被害者数一二名うち死亡者六名)が、大阪地裁民事八部に係属中です。

二 裁判の意義

この裁判の意義は、アスベスト被害の原点

である大阪泉南地域から国の責任を正面から問う、家族・近隣業者の健康被害についての国の責任を初めて問うところにあります。

アスベスト被害について国の責任追及する係属中の裁判は、首都圏建設アスベスト国賠訴訟(東京地裁・横浜地裁)、尼崎クボタ訴訟(神戸地裁)があり、大阪泉南国賠訴訟は、全国の訴訟の先陣をきる判決となります。

三 アスベスト被害の原点である泉南地域の広範で深刻な被害

大阪泉南地域では、一〇〇年前から、石綿原料から石綿糸・布をつくる石綿紡織業が発展してきました。小規模・零細業者(最盛期には二〇〇以上)が集中立地し、「石綿村」と呼ばれていました。そして、地方出身者、低学歴、在日

外国人ら貧しい層の人たち(最盛期には二〇〇〇名)が、粉じん対策のない劣悪な環境で働き、大量の石綿粉じんに暴露しました。

また、工場外にも大量の石綿粉じんが飛散し、工場隣接の住宅に住む家族や田畑の農業者も粉じんに暴露したのです。これらの労働者・家族・近隣業者が、数十年後に石綿肺、肺がん、悪性中皮腫等の深刻な疾病に罹患したのです。

泉南地域では、岸和田労基署管内だけで、一九五五(昭和三〇)年から一九九八(平成一〇)年までで死亡者一五〇名、要療養者(管理区分四または合併症)が一九八名に上っており、管理区分二の認定者や労災未申請、未加入の家事労働者を含めると被害数は、少なくとも数倍以上になると推測されます。第一陣の原告は、これらの泉南の被害者の氷山の一角なのです。

四 国の責任を追及する根拠と必要性

国は、七〇年前の一九四〇(昭和一五)年に自らが実施した保険院調査で、泉南地域の一四工場六五〇名の労働者の石綿肺罹患率が一二・三%あり、速やかな対策の必要性を指摘していました。国は、戦前から国内外の石綿の危険性情報を独占しながら、国民に知らせることなく、戦前は軍需、戦後は高度経済成長期には鉄鋼・造船、自動車・家電、建築資材など基幹産業の利益を優先させ、大量の石綿を使用させて必要な規制を怠り、被害を拡大させたのです。

大阪泉南地域は軍需や経済成長の下支えとして「捨石」にされたのです。そして、泉南地域では、事業者を含め石綿の危険性の認識が薄く、対策をとる資力もない零細業者が集中立地しており、国が対策をとらなければ、被害の発生・拡大の防止は不可能でした。ここに国が石綿被害について第一次的に固有の責任を負う根拠があるのです。また、泉南地域では、零細業者の大半が廃業しており、被害者救済のため国の責任を追及する必要性があるのです。

五 裁判における立証活動

国の不作為責任を認めた最高裁判例として

は、筑豊じん肺最高裁判決(平成一六年四月二七日)、水俣病関西訴訟(平成一六年一〇月一日)があります。弁護士は、アスベスト被害の発生を知っていた、被害を防止する措置ができた、与えられた権限を適切に行使しなかった(国は知っていた。できた。でも、やらなかった)として国の不作為責任を追及し、医学・工学・法学の研究者の多大な協力(文献調査・意見書・証人)を得て、立証活動を展開しました。

また、原則、原告全員の尋問を行い、石綿被害が、一人ひとりが家族とともに健康で人生を生きていく権利を奪う悲惨な被害(身体被害、日常生活の破壊、家族生活の破壊、経済生活、職業生活上の被害、社会生活、文化生活の破壊、精神的被害)であることを法廷に出し尽くす立証活動を行いました。

六 判決の焦点

判決では、アスベストによる健康被害について国の不作為責任が初めて認められるか、労働者原告がどの範囲で救済されるか(どの時点から、どの時点まで作為義務違反の違法性が認められるか)、家族・近隣作業原告は救済されるか(石綿粉じん暴露に起因する疾病か)、損害額はどこまで認められるか(国の責任は

二次的か)などが焦点です。

裁判所が、国の不作為責任を断罪した筑豊じん肺最高裁判決の根底にある「経済発展・産業保護を国民の生命健康に優先させてはならない」という理念をしっかりと受け止めて判断するかが勝敗を分けます。そして、最後に裁判官の心証を動かすものは、一人ひとりの被害者の切々とした訴えと、「経済優先から命・健康を大切に行政への転換」を求める広範な世論であると確信しています。

運動面では、二〇〇八年より「勝たせる会」を結成し、定期的街宣、出版物発行、マスコミ会見、三五万筆の「公正判決を求める署名」の提出、著名人アピール、自治体決議要請などを行い、東京での支援要請行動、政治への働きかけ(与党議員連盟、超党派の院内集会)など、勝訴判決と解決に向けた大々的な運動を展開しています。

この裁判中にも病気の進行した原告が次々と亡くなっています。被害者に残された時間は多くありません。弁護士は勝訴を確信しています。判決の結果、内容にかかわらず、全力をあげて国に被害者の早期の救済を求めていく決意をしていますので、ご支援をよろしく願います。

過労死企業名を公表させる制度を

— 過労死企業情報公開訴訟 —

大阪 立野 嘉英

一 過労死企業名公表の意義

過重労働により労働者が不幸にも脳・心臓疾患を発症して死亡に至った場合、その企業の他の労働者も同じように過重な労働を強いられる可能性があるといえる。このように発症の原因である過重労働を強いられている状態は、例えば、石綿（アスベスト）への曝露と同じように、労働者の生命に対する危険因子であるといえよう。

そして、過労死事件で労災認定を得たり、民事で損害賠償を勝ち取ったとしても、過労死を出した企業の職場環境が一向に改善されていない場合がある。また、同じ企業の労働者ですら、自分たちの会社で過労死が出たことを知らない場合がある。労働者から最も尊い生命を奪う働かせ方をした企業は、再発防止策を講じる義務を負っているはずである。

他方で、一人ひとりの労働者は弱い存在であり、過労死の危険因子である過重労働の改善のためには、その企業の経営者・労働者による労使交渉はもちろん、市民による企業への社会的監視が不可欠である。また、求職者が就職するにあたっては、その企業が過労死を生じさせた

ことがあったか否かは企業の善し悪しの判断の重要な情報にもなる。

そこで、全国過労死を考える家族の会代表で、自身も夫を過労自殺で亡くされている寺西笑子さんに請求人になっていただき、二〇〇九（平成二一）年三月五日、労災申請事案について労働基準監督署が作成する「処理経過簿」に記載された企業名の開示請求を行った。

一一 大阪労働局の不開示決定とその理由

大阪労働局長は、同年四月三〇日、前記企業名について不当にも不開示とする決定を下した。具体的には企業名に該当する箇所については墨塗りされた処理経過簿しか開示しなかった。

前記不開示決定の理由は以下のとおりである。

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報が記載されており、情報公開法第五条第一号に該当すること、

または

大阪支部企画

特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報が記載されていることがあり、情報公開法第五条第一号に該当すること、

かつ

同号ただし書きイからハまでのいずれにも該当しない

イ 省略

ロ 人の生命、健康、生活、または財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 省略

すなわち、企業名は個人識別情報であり、個人のプライバシーを害するという点が主な理由となっており、仮に個人識別情報でなくとも、人の生命、健康、生活、財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報には該当しない、というのが不開示の理由である。

三 情報公開請求訴訟の提起

前記不開示決定に対し、同年六月二十九日、厚生労働大臣に審査請求をしたが、その裁決をま

たずに、同年十一月十八日、国を相手取り前記不開示処分取消訴訟を提起した。

不開示理由について、そもそも今回の情報開示請求では、労働者の氏名、生年月日などの個人情報の開示を求めているわけではなく、あくまで企業名の公表を求めているに過ぎず、企業名から直ちに個人が識別されるわけではないと考える。この点、情報公開法六条二号も「開示請求に係る行政文書に前条第一号の情報が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益を害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなす。」と定めている。

また、開示により得られる利益は、過労死を生じさせた企業の労働条件・職場環境を改善させて再発を防止し、もって国民の生命が保護される点にある一方、不開示により得られる利益は、個人が照合により識別されるのではないかという漠然とした不安感から保護されるという点にしかなく、開示により得られる利益が開示により保護される利益よりもはるかに大きいともいえる。

四 過労死企業名を全国的に集計して公表する制度の構築に向けて

厚生労働省職業病認定対策室によれば、同省が全国の労働局・労働基準監督署から集計しているデータとしては、毎年同省が発表している労災補償状況の統計データ以外にはなく、本省として全国における過労死を生じさせた企業名を把握していないとのことである。

過労死・過労自殺の労災認定が出された企業を全国的に集計・把握しておくことは、企業名の公表の前提としてだけでなく、過重労働対策の政策・行政指導の運営のためにも重要である。

本訴訟を、国に全国における過労死労災認定が出た企業名を把握・集計させ、これを公表させる制度の構築に向けた運動の契機としたい。



シャープ立地への異常な公金 支出を正す 住民訴訟の今

大阪 平山 正和

二〇〇九年七月二十四日、大阪府民一三四名、堺市民一〇〇名が大阪府知事と堺市長を被告とし、シャープへの異常な公金支出を正す住民訴訟を提起し係争中である。訴訟の内容についてはすでに自由法曹団通信などによって報告をしているので、この際は、訴訟活動のなかで明らかにした問題点に焦点をあてて報告する。

シ

シャープ堺工場は、二〇〇七年一月に着工し、二〇〇九年一〇月に操業を開始している。シャープは、世界最大の大型テレビ用液晶パネルおよび太陽光電池パネルの工場に、関連する部材・装置メーカーを「フルセット」で統合して、「二世紀型コンビナート」を標榜している。シャープと関連企業の初期投資額は一兆円であると言われているが、その詳細は住民へは明らかにされておらず不明である。

大阪府は、シャープとその関連企業三社に対して一〇年間で総額三三〇億円にのぼる補助金等を支出する。堺市は、シャープなど関連五社に対し一〇年間で総額五〇四億円（堺市の発表では二四〇億円）もの不均一課税による固定資産税などを減税し、それに加え、堺駅からシャープ門前までLRTを敷設する計画（我々は「シャープ電車」と呼んでいる）を発表した。それ以外に、国・府・市あげて、シャープのための道路敷設、耐震護岸、上下水道、高速道路などのインフラ整備のために五千億円とも言われる膨大な税金を投入するものである。

住

民はシャープ立地とその操業自体を問題にしている訳ではない。この種の補助金支出の違法性を争う住民訴訟は、操業による公害などによる住民への被害の発生や企業と行政の談合などの不正行為などの事実があつて、公益性が争われるケースがほとんどであるが、今のところ、シャープ操業に関連したそのような問題が明らかになっている訳ではないから、大企業が立地・操業するに際して、このような膨大な税金を投入すること自体について、公益性を有しておらず違法であるか否かを問うものである。

その意味で、大企業誘致と税金支出のあり方を問う前例のない住民訴訟であるので、これまでの判例、学説を乗り越えなければならない。学者、研究者の協力を得ながら、新たな論理を構築するべく、原告・弁護団は奮闘しているところである。

本

訴では、シャープ立地への多岐にわたる行政の支援策のうち、補助金および不均

大阪支部企画

一課税の差止と「シャープ電車」の敷設差止を請求しているが、「シャープ電車」については、二〇〇九年秋の市長選挙の結果、誘致を決定した現職市長が落選し、現市長は本訴を含む市民の反対運動により敷設を再考せざるを得なくなり、事実上敷設を断念させるという成果を得ている。

どのような企業であろうと、企業活動によって利益をあげれば税法にしたがって税金を納入するのは当然のことであるのに、なぜ、シャープというグローバルな大企業が利益をあげれば補助金などの交付によって多額の税金を還流させるのか、シャープという企業は公益活動をするものではなく、まさに営利を目的とする私企業に過ぎないのに、条例の適用外の他の企業と差別してシャープに膨大な税金を還流させるのか、利益をあげれば利益を吐き出してでも地域に貢献する活動をするのが大企業の社会的責任ではないのか、あまりにもひどい大企業優遇ではないか、などという素朴な疑問から住民は立ち上がったものである。

財政学の学者は、住民のこの素朴な疑問に応えて、一私企業に対する本件のごとき多額の補助金等の支出は税の公正性を攪乱するものであり違法となること、このような考えは国際的にも論議されていることを鋭く解明しつつある。

今

後、原告は、(1)シャープ立地の先行事例としての亀山工場の立地・操業の経緯および地域への影響と補助金をめぐる問題点、(2)大阪府の行財政の実情とシャープ立地への補助金支出の問題点、(3)堺市の行財政の実情とシャープへの不均一課税の問題点、(4)全国での企業誘致をめぐる自治体間競争と補助金等公金支出の実態と問題点について主張・立証をして、シャープへの異常な公金の支出、支援策の違法性を明らかにする予定である。

その範囲は、全国から大阪府、堺市の行財政の分析におよぶ広範囲かつ多岐にわたる。ことに、橋下大阪府政とそれに追従する堺市政を全面的に批判しなければならぬ。

そ

して、一〇年もの長期にわたって補助金等の支出が継続されるから、その間にシャープの操業の実情は刻々と変化し、シャープ立地が地域住民にとってプラスであったか否かを住民が監視、検証し、公益性がないことを論証することとなる。操業後半年が経過しただけであるが、すでにシャープは工場を海外にシフトすることを表明している。一三五億円もの補助金支出を決めて、「誘致補助金合戦」のきつかけをつくったシャープ亀山工場では、操業後わずか六年ほどで工場設備を中国に売却したこと

により、三重県や亀山市がすでに支出した補助金の返還を請求する事態となっていること、シャープ操業は亀山の住民の福利の増進や街づくりに必ずしも貢献しておらず、「誘致」は失敗であったことがすでに報告されている(週刊東洋経済二〇〇九年一月二二日号、前衛二〇一〇年四月号)。大阪・堺に呼応して、亀山市で補助金返還を求める運動が胎動している。

シ

シャープ堺工場の敷地は、新日鉄が海面を埋め立てて安価に取得したまま使用していなかった荒れ地を新日鉄より購入したものであるが、土地売買をめぐる不透明な内容や、今回のインフラの整備によってその土地の地価が暴騰して、シャープは撤退しても土地転がしによって暴利を得ることができると、工場建設をめぐる都市計画法や建築基準法の手続きをめぐる不透明な内容と行政とシャープの癒着など興味深い問題があり、今後解明をしていくべき課題である。

全国各地で、大企業誘致に関する税金の無駄使いを監視し、違法性を追及する取り組みがなされ、「誘致合戦」による補助金競争にストップをかけることを期待する。

「貧困は自己責任」という悪意を打ち破るために

岸和田生活保護裁判

大阪 半田 みどり

派

遣切りで失業し生活に困窮したが、五回も稼働能力不活用を理由に生活保護申請を却下され、審査請求も棄却された岸和田市の男性A氏が、市に対し却下決定・府に対し棄却裁決の取消しを求め、二〇〇九年一月一日日に大阪地裁に提訴した。

A氏は三〇代後半で四〇代前半の妻と二人暮らし。大東市で、中学卒業後から働いた。短期のバイトもしたが、一番長いのが、六年間の三洋電機での派遣労働である。A氏は登録替えをしていないのに派遣会社だけが変わったと言う。二〇〇八年二月に、派遣を打ち切られた。

A氏の妻もパートや派遣で働いていたが、夫婦の収入合計は月に一〇万円前後にしかならず、二回にわたり家賃滞納で家を追い出された。

保証会社はいわゆる追い出し屋であり、ヤクザのような社員に家上がり込まれ脅された。夫は、大東市でも生活保護を求めて市役所に行つたが「若いから働ける」と言われ追い返された。

二

二〇〇八年二月二五日に、夫妻は岸和田に引っ越し、UR住宅に入居した。高齢で病弱な義母が岸和田にいたことや、心機一転仕事を探すためである。低賃金でも、今までは切れ目なく仕事があったので、A氏は岸和田でも仕事は見つかると思っていた。しかし、ハローワークに通い、求人広告を調べても、中卒で何の資格もないA氏が応募できる仕事は限られている。面接まで行っても、募集要項にない条件を持ち出されて門前払いされたり、理由も分からないまま落とされた。日雇い派遣に登録した

が、仕事はまったく回ってこなかった。

連日の求職活動も実らず、わずかな蓄えも尽きた。朝にはパンの耳を食べ、昼と夜には一〇〇円ショップの小麦粉とキャベツだけでお好み焼きを作つてしのいだ。家賃は滞納し、ガスは止められ、水でシャワーを浴びた。風邪を引いても、病院代も棄代もなく耐えるしかなかった。

夫

妻は、二〇〇八年五月に岸和田市に保護申請に行った。しかし、職員は「まだ若いから働ける。仕事は探せば必ず見つかる」と言つて夫妻を追い返した。夫妻は地元の生健会に相談し、六月二四日に再度保護申請をする。しかし、七月一日に棄却された。稼働能力の不活用が理由である。すぐに審査請求を行い、七月七日には二度目の保護申請も行った。これも七月二二日に稼働能力の不活用を理由に却下さ

大阪支部企画

シリーズ 格差 貧困 問題 (29)

れた。審査請求も、六月三日に棄却された。

以後、却下されるたびに新たに申請に行った。やっと開始されたのは六度目、二〇〇九(平成二二)年七月三日になってからである。今回、取消しを求めているのは、市の七月七日付の却下決定と府の棄却決定である。

A 氏は食事も入浴もままならない生活しながら仕事を探し、面接に行っては落とされてきた。市からは、岸和田に仕事がないければ大阪市内に探しに行けと言われたが、手持金は片道の交通費にもならない。地元を離れての仕事探しや毎日の求職活動は無理であった。

A氏は面接に行っては落とされ続けたため、自分を責め、自殺も考えた。却下をした市は、審査請求に対する弁明書で、「夫婦とも共に健康で、当時の泉州地域の有効求人倍率は三五歳からは〇・九、四五歳からは一・三なので、稼働能力を活用する場が存在すると推定できる」と主張した。

A氏は、二〇〇八年三月から四カ月で一三三件の面接を受けており、面接がない日はハローワークに行ったり、求人広告を見て電話をかけ

ていたが、面接までこぎ着けるにも狭き門だった。このような事実があったに関わらず、市は「約四カ月間でもっと数多くの面接を受けることができたはずで、十分な求職活動をしたと言えない」と主張した。審査請求を棄却した府は、A氏の「三日に一回ほどの求職活動は、真摯に求職活動を行っている」とまでは見られない」と結論づけた。

市 や府の判断の根拠になるのが、保護の補足性の原則である。例えば、預貯金や保険があるなら解約して活用すればよい(一定条件で保有可能だが)。しかし、稼働能力はすぐに現金になるものではない。昨今の雇用情勢は最悪である。さらに、保護を必要とする人は、学歴や職歴、資格の有無などに負因を有することが少なくはなく、ただでさえ過酷な求職競争から簡単に排除されてしまう。

林訴訟の名古屋地裁・高裁判決は、「補足性の要件は、申請者が稼働能力を有する場合であっても、その具体的な稼働能力を前提とした上、申請者にその稼働能力を活用する意思があるかどうか、申請者の具体的な生活環境の中で実際にその稼働能力を活用できる場があるかどうかにより判断すべきであり、申請者がその稼働能力を活用する意思を有しており、かつ、活用し

ようとしても、実際に活用できる場がなければ、『利用しうる能力を活用していない』とは言えない」と判示する。

稼働能力だけでなく、活用できる場の有無も考慮することは、行政としても理解はしている。そこで、行政は「真摯に稼働能力を活用する場を見つめる努力をしているか」という基準を作って、恣意的な運用を行っているのである。

行 政は、まず雇用情勢を知らない。有効求人倍率の数字を出したところで、名実ともに学歴や資格・経験・年齢をまったく無条件とする求人などそうそうない。あったとしても、応募者の中でも競争は起きるのであり、A氏はスタートラインから不利である。ハローワークの求人が更新されるのは一〇日に一回である。求人情報誌も三日に一度見ようが毎日見ようが代わり映えはしない。

行政は、A氏自身の生活実態も知らずとしな。またにも食事も入浴もできず、面接に行く交通費もなかった。職を探すのも、まずは食事や入浴ができてからの話である。

年 越し派遣村の問題提起を受け、厚労省は二〇〇九年三月一八日に「職と住まいを失った方々への支援の徹底について」という通

知を出したが、ここでも、稼働能力を活用しているか否かについては、真摯に求職活動を行ったかどうかが問われている。行政のあり方は三・一八通知で変わったと言われるが、客観的な基準もなく、真摯かどうかという、恣意的に流れやすい基準を持ち出すこと自体が誤りではないか。稼働能力活用の有無で争われた審査請求の裁決は、まともな基準もなく主観で判断されたものばかりである。かといって、三日に一

回では不足、という数値的基準を作ることも実態無視で不当である。

ならば、どうやって判断すべきか、であるが、何も難しくはない。目の前に食うや食わずの人がいる。それだけで保護の要件として十分である。真摯か否かなど後回しでよい。

これが「無差別平等の原則」である。保護の補正性が一人歩きし、無差別平等・最低生活の保障

といった法の趣旨が無視されているのではないか。「真摯でない」人にはさまざまな事情があるだろう。そんな人の自立を支援するのが本来のケースワークである。窓口で切るのは本来の仕事放棄している。

この訴訟には支援の輪が広がっている。「生活保護は努力不足」「貧困は自己責任」という悪意を打ち破るための訴訟と位置づけ、今後の運動にも全力を尽くしたいと考えている。

病気に苦しむすべての被爆者の救済を

原爆症認定の義務付訴訟

大阪 中森 俊久

一 原爆症認定集団訴訟の経緯

いわゆる被爆者援護法は、被爆者健康手帳を持つ被爆者の疾病について、被爆者の申請に基づき「原爆放射線に起因して、現在も治療が必要である」と判断すれば原爆症として認定し、医療特別手当を支給する旨規定している。しか

し、国は、二〇〇三年当時、当時の被爆者約二十七万人のうち約二二〇〇人（〇・八一％）しか原爆症と認定せず、多くの被爆者による認定申請を却下してきた。

二〇〇三年四月に、札幌・名古屋・長崎の各

地裁で原爆症認定集団訴訟が提起され、裁判は一七の地方裁判所に広がりを見せた。そして、

多くの被爆者が証言台に立ち、自らが体験した残酷な被爆の実態や生き残った複雑な気持ち、体調の変化などを詳細に述べ続けた。

その結果、二〇〇六年五月一二日の大阪地裁判決（九人全員勝訴）を皮切りに、各地で勝訴判決が相次ぎ、二〇〇九年八月六日、日本被団協と内閣総理大臣・自由民主党総裁麻生太郎と

大阪支部企画

の間で、「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に関する確認書」が調印されたことはこれまでの報告にある通りである。

一 確認書の内容と申請者の滞留問題

前記確認書の内容は次のとおりである。

一 審判決を尊重し、一審で勝訴した原告については控訴せず当該判決を確定させる。熊本地裁判決（八月三日判決）について控訴しない。このような状況変化を踏まえ、一審で勝訴した原告に係る控訴を取り下げる。

係争中の原告については一審判決を待つ。

議員立法により基金を設け、原告に係る問題の解決のために活用する。

厚生労働省と被団協・原告団・弁護士は、定期協議の場を設け、今後、訴訟の場で争う必要のないよう、この定期協議の場を通じて解決を図る。

原告団はこれをもって集団訴訟を終結させる。この確認書の調印は、集団訴訟の成果を踏まえて、原爆症認定問題の解決にむけての大きな前進であり、積極的に評価できる。しかしながら、係争中の未認定原告については裁判所の判決を待つ必要があり、認定申請を行ったのに長

らく放置されている約八〇〇〇人の被爆者の認定についても、原爆症認定制度の抜本的改正や原爆症認定を行う医療分科会の改革を抜きには到底解決しないものであった。

三 義務付訴訟の提起

近畿弁護士会は、前記調印式より以前の二〇〇九年四月一日、認定申請を行ったのに長らく放置されている被爆者を原告として、処分を行わないこと自体が違法であることの確認及び損害賠償などを求めて、いわゆる「義務付訴訟」を提起していた。そして、これら処分すら受けていない被爆者については、前記合意書の範疇外であり、今後「訴訟の場で争う必要のないよう」定期協議などを進めていく必要があった。

しかし、二〇〇九年夏以降の経過の中で、認定基準の抜本的改善、それに基づく滞留者の解消、根底にある医療分科会の改革に向けて、積極的な措置がとられることはなかった。むしろ、最近になって、これまでの判決の集積を無視する形での却下処分が相次いでいる状況にある（二〇〇九年二月三五一件、二〇一〇年一月二二七件、同二月四九〇件）。

私たちは、認定申請を行っても何ら音沙汰無しの場合の中、二〇〇九年八月の合意により自分たちは一体どうなるのだろうかと不安がる目

の前の被爆者を無視することはできない。そして、近畿弁護士会は、二〇〇九年末と二〇一〇年三月一日にも、第二次、第三次の義務付訴訟を提起し、生き証人である被爆者たちとの改めでの団結を深めた。二〇一〇年四月一六日には、第一次義務付訴訟の原告一人につき（原告四人中三人については訴訟係属中に認定を受ける）、不作為の違法確認についての判決がなされる予定である（その後、厚生労働省が同原告につき却下処分を行い、弁論再開申立を行ったことから、裁判所は弁論再開決定をした。二〇一〇年四月一四日追記）。

四 おわりに

被爆者の声に真摯に耳を傾けること、病気に苦しむ被爆者を救済すること、被爆者訴訟の原点はここにあると思う。新たな立法による解決をめざすこと自体を否定するものではないが、これまでの原爆症認定行政を省みて、認定基準・分科会・事務局人数などについて必要な改善を早急に行い、それに基づく「あるべき行政」をめざすことを疎かにしてはいけない。行政の誤りを立法問題に棚上げすることなど、もつての外である。認定申請から数年以上経過しても処分すら受けられない被爆者が多数いることを、私たちは忘れてはならない。

貸金業者の期限の利益喪失主張を 信義則違反とした最高裁判決

大阪 井上 耕史

一 利息制限法一条潜脱の手法

利息制限法一条は、年一五〇％を超える利息を無効としている。しかし、貸金業者は二つの方法によりこの規制の潜脱を図ってきた。

一つは、貸金業法四三条により超過利息支払を有効なものとするもの（みなし弁済）。もう一つは、利息制限法四条が遅延損害金は利息の二倍まで有効とする規定を悪用し、「支払が遅れたら当然に期限の利益を喪失する」旨の特約（当然喪失特約）を契約書に入れておき、支払期日に一日でも遅れたら残元金の一括払義務があると称して、遅延損害金名目で年三〇〇〜四〇〇前後の金利を取り続けるものである。

貸金業者の期限の利益喪失の主張に対し、期限の利益喪失の宥恕の法理などによりこれを否

定する裁判例が積み重ねられてきたが、本件のシテイズのように「損害金」と記載した領収書を送付しながら分割払を続けさせる事例については、特段の事情がないかぎり宥恕は認められないとする判例もあり、現場では混乱が続いていた。

二 口頭弁論を経て上告棄却判決

本件の借主は、五回目の返済期日に一日遅れ、その後も期日に遅れて支払うことがあったが、六年以上にわたり分割払を続けた。シテイズは借主に一括返済を求めるとなく、遅れた日数分の金利だけ付加して分割払を求めるとしていた。

最高裁第二小法廷は、口頭弁論を開いたうえで、期限の利益喪失主張は信義則違反とした大

阪高裁の判断を是認し、シテイズの上告を棄却した（最二小判平成二二年九月一日・判タ一三〇八号九九頁 事件）。

小法廷において、敢えて口頭弁論を開いて上告棄却した例は近年珍しい。これには理由がある。

本件より前、期限の利益喪失の主張を信義則違反とした別の大阪高裁判決に対し、シテイズが上告受理申立てをしていたが、第一小法廷はシテイズの上告を受理したうえで口頭弁論を開かず、判決期日を指定した。信義則違反との最高裁判決が出されることは確実となった。ところが、シテイズは敗訴判決回避のために、判決期日前日に上告を取下げた。

そこで今回、最高裁は、シテイズの取下げを封じるため、敢えて口頭弁論を開いて「ぬか喜び」させたいと、上告棄却判決を下したと推

測される。

三 本判決の意義

本判決は、貸金業者の期限の利益喪失主張が信義則違反となることを正面から認めた最高裁の初判断である。

〔債務者の〕誤信を招くような(貸金業者)の対応のために、期限の利益を喪失していないものと信じて支払を継続してきた」といえる事実関係があれば、遅延損害金主張は許されないことになる。「(貸金業者)の対応」という判決文の表現は、担当者の言動にかぎらず、書面の記載

内容や貸金業者の不作為なども含まれる趣旨と解される。

例えば、貸金業者のATMで交付される領収書に次回支払期日や次回支払金額などの記載があれば、誤信を招く対応といえるだろう。

本件の立証では、償還表、領収書の記載内容からシテイズの言動を推測し、さらに、文書提出命令で交渉経過記録(貸金業法施行規則一条一項七号)をシテイズに提出させ、そのうえで、詳細な本人陳述書を作成した。その結果、陳述書に沿った事実認定がされた。事実関係の分析と立証をきちんと行えば、多くの事件が救済対象になる。

本判決は、最二小判平成一八年一月一三日が貸金業法四三条の主張を封じたのに続いて、遅延損害金による主張も封じて利息制限法一条による救済を進めた点に重要な意義がある。同時に、期限の利益喪失後の対応・誤信に関する判断に限定されており、期限の利益喪失前の事情をどう評価するかという問題は残されている。

すなわち、特約の文言、誤信による高利支払の継続など、銀行取引と異なる状況があり、そもそも期限の利益を喪失していないと解すべきではないか、と私は考えている。今後、さらに救済法理を発展させることが求められる。

資料は貴重な文化財として保存すべき

児童文学館廃止に伴う寄贈物返還請求訴訟

大阪 名波 大樹

① 大阪府を被告として、大阪府立国際児童文学館に寄贈した書籍類を寄贈者に返せ、との裁判を二〇〇九年三月一六日に、大阪地方

裁判所に提起した。

第一次提訴の原告は児童文学者である鳥越信先生他三名で、いずれもこの児童文学館に書籍

類を寄贈した方たちである。

この児童文学館は、当時早稲田大学の教授であった鳥越先生が、長年かけて集め所持してお

られた約一二万点もの児童文学関係の貴重な書物などの資料を、まとめて寄贈されたことから設立され、一九八四年に千里万博公園の一角に開館した。開館後、児童文学館には外国を含む多くの個人・団体・出版社などから書籍・資料などが次々と寄贈され、現在収蔵されている約七〇万点のうちの約七割は寄贈品である。

ところが、橋下徹大阪府知事は、この児童文学館を閉鎖し、収蔵資料のすべてを大阪府立中央図書館に移転することを決定し、三月二四日の府議会では児童文学館の廃止条例と中央図書館への移転費用約六億円の予算が可決されてしまった。

私どもの提訴は、このような可決がされることを予測し、このような結果となることを少しでも牽制したいとの思いもあつたが残念であつた。

2 図書館と児童文学館では果たす機能が大きく異なる。図書館は蔵書類を一般の閲覧に供することが目的であり、橋下知事も「七〇万冊の資料を一日も早く府民や子どもたちに活用してもらいたい」と公言してきた。しかし、児童文学館には、日本でここだけにしかない貴重な資料も多数保管されており、明治時代に発刊された非常に破損しやすい資料もあり、その貴重な資料が一般の図書と同じように

閲覧に供されると、汚れ、破損し、さらに盗難のおそれすらある。橋下知事には貴重な資料類を文化財として大切に保存し、後世に伝えていくという視点はない。

図書館には司書はいるが、児童文学を研究する専門員はいない。橋下知事は、「専門員の仕事は司書に引き継いでいただく」と言っている。しかし、司書と専門員とは仕事の意味が違っており、司書が専門員の仕事を引き継ぐことは不可能である。図書館では児童文学に関する情報発信の機能は果たせない。

鳥越先生を始めとする多くの寄贈者は、この機能を発揮するために役立ててほしいとの思いから寄贈されたのである。児童文学館を廃止し収蔵資料を図書館に移すことは、寄贈者の意思に反し、寄贈契約の条件に違反するものである。

3 二〇〇九年一月二二日に鳥越・田丸の原告らが橋下知事と面談し、児童文学館の現在地での存続を訴えたが、橋下知事は、「保存、研究が目的なら大学でやるべきで、より多くの子どもに利用してもらうために、利用者の多い中央図書館への移転が必要だと考えるが、寄贈者の思いと違うというのであれば、資料は返却する」と表明し、また、二月二五日には報道陣に対し、「府の所有物だから返さないというのは府民感覚に合わない。今回は府が文学館

の廃止という方針転換をしたので、寄贈者の意思を最大限配慮しないといけない」と発言している。

しかし、その後の大阪府教育委員会との交渉では、大阪府は中央図書館に資料を移転することに固執している。

児童文学館には昨年約二億円の大阪府予算が使われている。いかに大阪府の財政が苦しいとは言え、何百億、何千億円もの大型開発に較べると、児童文学館の経費は決して大きいものではない。

この児童文学館を廃止することは、文化に対する橋下知事、大阪府議会の見識の欠如を示すものであり、後世と世界に大阪府の恥をさらすものといえる。

私どもは、何らかの方法、形で児童文学館が存続することを切望し、そのための側面からの支援になればと思つてこの裁判を提起した。

二〇〇九年一月二六日には、新たに二五名の寄贈者が提訴して二次提訴と併合され、現在（二〇一〇年三月三日現在、第七回弁論まで）行われ、今後、証拠調べに入っていく予定である（原告弁護士は、細見茂・辻公雄・高田和加子・岡林絵里子・名波大樹です）。

化学物質過敏症をめぐる問題

情報を集約し総合的な解決に向けた取り組みを

大阪 中島 宏治



一 はじめに

「化学物質過敏症」は、提唱者のCullenによれば、「過去にかなり大量の化学物質に一度接触し急性中毒症状が発現したあとか、または有害化学物質に長期にわたり接触した場合、次の機会にかなり少量の同種または同系統の化学物質に再接触した場合にみられる不快なる臨床症状」とされる。

化学物質過敏症患者に多く認められる症状は、多岐にわたっており、頭痛、筋肉痛、疲労・倦怠感、咽頭痛、呼吸器困難、集中力低下、記憶力低下、睡眠障害、うつ、関節痛、めまい、吐き気、近方視困難、微熱、下痢・腹痛・便秘、興奮しやすい、羞明、感覚異常、皮膚のかゆみ、月経過多などである。これらの症状は、他の疾病においてもみられるため、その発見が容易ではなく、また、しばしば精神疾患ではないかとの誤解を受けやすい。

しかも、いったん過敏性を獲得してしまうと、その後は微量な化学物質に反応を示し、最初に過敏性を示す物質以外にも次々と反応するようになる。その結果、少しでも化学物質がある場所には近づけない、化粧や香水をつけている人に近づけない、仕事ができないなど、日常生活や仕事に大きな影響が出てくるやっかいな病気

である。

筆者が最初にこの問題に取り組んだ二〇〇〇年ころには、この問題についての裁判例もほとんど存在せず、しかも医学や建築知識も必要でないに難しい事件であるため、文献を読んだり、この問題に取り組む医師や建築士に教えを請いにいくといった準備期間を一年以上もち、ある程度自分なりに方針をイメージできた段階で訴訟・交渉を開始した。

以下、化学物質過敏症をめぐる事件をいくつかの類型に分けて現状を報告する。

一 シックハウス(家の問題)

シックハウスとは、住居における建材・接着剤などによる化学物質汚染の問題である。ちなみに「シックハウス症候群」という病名と「化学物質過敏症」という病名は、症状においては重なる部分も多いが、化学物質過敏症の方が、住居以外においても他の化学物質に反応してしまう点でやや重篤といえる。

シックハウスにおける裁判例は、横浜地裁一九九八(平成一〇)年二月二五日判決(判例時報一六四二一一七)がリーディングケースである。

建物賃借人が、賃借建物に異常な刺激臭が充満して健康な生活ができないために退去を余儀

なくされたとして、賃貸人に対して損害賠償を請求した事案において、裁判所は、室内に放散された化学物質と健康被害発生との間の因果関係は認められたものの、建物建築当時(平成五年六月ころ)の時点において、一般の住宅建築の際、その施主ないし一般の施工業者が化学物質過敏症の発症の可能性を現実に予見することは不可能ないし著しく困難であったなどの理由により、賃貸人に過失はないとしてその責任を否定した。

この裁判例以降、横浜判決同様、因果関係を認めたが過失責任を否定した判決が続いた(札幌地裁二〇〇二(平成一四)年二月二七日判決、東京地裁二〇〇四(平成一六)年三月一七日判決など)。他方で、原告らが被告から購入したマンションが、環境物質対策基準に適合した住宅との表示であったにもかかわらずシックハウスであったことについて、売主の瑕疵担保責任による契約解除をしようえ、買主がマンション売買代金などの損害賠償請求をしたという事案において、瑕疵担保責任に基づく契約の解除を認め、マンション代金などの返還を認めた判決も出ている(東京地裁二〇〇五(平成一七)年二月五日判決)。

シックハウスの裁判は、二〇〇三年七月の改正建築基準法により、ホルムアルデヒドとクロ

ルピリホスという二物質だけであるが建築の際に規制が始まったため、過失責任も問いやすくなり、相談件数も減少している。

三 シックスクール(学校の問題)

シックスクールとは、学校におけるシックハウスの問題である。これは単にシックハウスの学校版とでもいうべき、学校の建物の建材・接着剤などに含まれる化学物質による被害の問題だけではなく、化学物質過敏症に罹患した児童生徒が安心して登校して授業を受けられるように配慮すべきなのにこれを行わなかった問題も含まれている。

シックスクールについては、これまでに四つの学校の事件が提訴され、そのいずれもが和解に至っている。大阪地裁二件、大阪地裁堺支部一件、東京地裁八王子支部一件である。和解条項において、どの事件についても「シックスクール問題に取り組む」「個別の児童について配慮することに努める」といった内容を盛り込むことになり、きちんとした対応をするように全国に発信することができた。

四 公務災害、労災(職場の問題)

労災については、労基署によっては個別に業務上と認定しているケースもあるが、全体とし

ては「化学物質過敏症」発症のメカニズムが判明しないことなどを理由として、業務外とするケースが多い。公務災害についても同様である。

筆者は、吹田市内の図書館の改装工事において、五名の職員全員が同時に発症し、トルエン濃度が指針値の五倍という高濃度であったにもかかわらず、常勤二名についての公務災害が公務外とされたことについての取消訴訟を大阪地裁に提起している。また、非常勤三名(労災の対象となる)についての労災が業務外とされたことについても、まもなく取消訴訟を提起するところである。

五 生活保護、障害年金受給の問題 (生活の問題)

最近、化学物質過敏症患者の生活の事件も担当している。補償すべき相手がいればよいが、相手がいない場合には、国民年金障害基礎年金受給、生活保護受給が重要となるが、社会保険事務所の無理解により、障害基礎年金を認定せず、また、生活保護において従来認めていた在宅患者加算を打ち切るという事件が大阪市にて発生した。

滋賀・京都・大阪の弁護士で弁護士団を組んで審査請求を行っているところである。同様の事件は今後も増加する可能性がある。

大阪支部企画

六 まとめ

シックハウス、シックスクールの問題は、各地の裁判により知名度も上がり、一定の成果が

みられるが、公務災害や労災のような職場の問題や、生活保護や障害基礎年金受給のような生活の問題については、まだ現場の担当者に無理解が多いと思われる。

この問題に取り組んで一〇年、総合的な解決に向けて、全国の情報を集約する必要性を感じているところである。青年法律家協会会員に呼びかけたい。

るといえよう。

京都支部との連携も 「法律家を目指すゼミ」の活動

大阪 野口 啓暁

青法協大阪支部では、法科大学院生や司法試験受験生、学部生などを対象に「法律家を目指すゼミ(通称学生ゼミ)」を毎年主催している。「青年法律家」において以前も取り上げていただいているが、最近の活動状況について報告する。

学

生ゼミは、人権活動を行っている弁護士らを講師にお招きして、修習生になる前の段階である学生に対し、弁護士活動や人権活動などの重要性ややりがい・楽しさに触れてもらい、高い意識をもって受験時代を送ってもらうと同時に、修習生になって以降の青法協の活動へとつなげていくための架け橋となるような企画をめざしている。したがって、毎月行われ

る青法協大阪支部例会の内容(修習生や若手弁護士を主に対象としている)よりも法律論のレベルをやや下げて、実務のおもしろさ・やりがいに触れてもらえるような内容になっている。毎年、学生ゼミの参加者であった学生が何人も司法試験に合格し、青法協修習生部会や一月集会、七月集会の実行委員として活躍する、という流れができてきているのは大きな成果である。

さ

て、二〇〇九年度の学生ゼミは、貧困問題(講師：小久保哲郎弁護士)、児童虐待(講師：浜田雄久弁護士)、刑事弁護(講師：秋田真志弁護士)、B型肝炎訴訟(講師：牧亮太弁護士、藤井恭子弁護士)というラインナップであった。各回三〇〜四〇名程度の学生が参加し、非常に盛況であった。

第一回の貧困問題については、派遣村などの活動に対する注目や、深刻な不況の下で学生の関心が非常に高まっていることがうかがわれた。

第二回は児童虐待問題を取り上げた。少年事件での付添人活動と並んで児童虐待問題への介入は子どもの権利に関わる弁護士の大きな活動分野であるが、児童虐待問題に対し弁護士がどのように立ち向かっていくのか、ゼミに参加した学生は法科大学院では学ぶ機会の少ない分野について新たな弁護士像をイメージできたはずである。

第三回は定番の(?)刑事弁護である。学生に



第2回学生ゼミは「STOP! 児童虐待」

とって最もイメージしやすい分野であるものの、「なぜ悪人を弁護するのか」というような問いかけにどのような答を出すのか。裁判員裁判がスタートして刑事裁判への注目が高まる中、二〇〇九年度最多の四三名の学生が参加し、活気溢れるゼミとなった。

第四回は、B型肝炎訴訟を取り上げた。B型肝炎訴訟大阪弁護士会では、ベテランの先生方に混じって新六一期の新人弁護士が多数活躍して

おり、新人の先生方に弁護団での活動内容をお話いただいた。弁護士になって間もない先生方の活躍・奮闘の体験談はおおいに刺激になったようである。

以

上のように、二〇〇九年度の学生ゼミは内容の質、参加者数含めて評価できるものであった。しかしながら、二〇一〇年以降のゼミを開催していくにあたって、課題もいくつか見受けられる。学生ゼミでは、毎回ゼミ終了後に懇親会を行い、学生が弁護士と話をするなかで興味関心を深める機会を提供しようと努力しているが、参加弁護士が固定化しており、一部の弁護士に負担が集中してしまっている、と

いう現状がある。ゼミの意義や重要性を弁護士に對しても広く呼びかけ、参加弁護士を増やしていく、という努力も必要である。また、近畿一円の学生を中心にゼミを行う以上、青法協大阪支部のみならず近畿他府県の支部と協同して企画を進めていけないか、という課題もある。二〇一〇年度のゼミについては、青法協京都支部との連携を進めているところである。

最

後になるが、学生ゼミは講師の先生方はじめ、多くの方の協力で成立している。この場を借りて厚くお礼申し上げますとともに、引き続きのご支援をお願いする次第である。



編集後記

▼機関紙「青年法律家」の四月号は、大阪支部が編集することになった。そこで、全国の会員の皆さまに、大阪支部の元気な姿を知ってもらおうと、大阪支部の会員が関与する弁護団事件の紹介を中心に据えた。▼今回紹介した弁護団事件は、大阪支部ならではのものを厳選したつもりである。シャープ公金支出差止請求事件や、児童文学館事件は、橋本

府政とのたたかいかいでもある。アスペストの

国賠訴訟や、原爆症の認定義務付訴訟は、今のところ大阪(関西)だけの取り組みと聞いている。▼法科大学院生や学生を対象にした学生ゼミの活動は、京都支部とも協力して進めていくことになっており、今後ますます充実しそうだ。▼また、嘉手納爆音訴訟弁護団の高木吉朗弁護士は、大阪支部ニュースに「嘉手納からの通信」を連載しているが、今回は情勢に鑑み、「普天間からの通信」を執筆してもらった(高木吉朗弁護士は普天間爆音訴訟の弁護団でもある)。時宜に合ったナイスな通信であった(大阪 高橋 徹)。